

JAS 1568

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

そしゃく配慮食品

Easily Chewable and Swallowable Foods

2016年 8月 17日 制定

2021年 11月 30日 改正

農林水産省

目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	品質	2
4.1	容易にかめる食品	2
4.2	歯ぐきでつぶせる食品	2
4.3	舌でつぶせる食品	3
4.4	かまなくてよい食品	3
5	表示	4
5.1	容易にかめる食品	4
5.2	歯ぐきでつぶせる食品	4
5.3	舌でつぶせる食品	4
5.4	かまなくてよい食品	4

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、そしやく配慮食品の日本農林規格（平成28年8月17日農林水産省告示第1568号）は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

そしゃく配慮食品

Easily Chewable and Swallowable Foods

1 適用範囲

この規格は、そしゃく配慮食品のうち、容易にかめる食品、歯ぐきでつぶせる食品、舌でつぶせる食品及びかまなくてよい食品の品質について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

そしゃく配慮食品

通常の食品に比してそしゃくに要する負担が小さい性状、固さその他の品質を備えた加工食品（乳児用のものを除く。）

3.2

容易にかめる食品

そしゃく配慮食品のうち、その固さが、容易にかみ切り、かみ砕き又はすりつぶせる程度のもの（適度なかみごたえを有するものに限る。）

3.3

歯ぐきでつぶせる食品

そしゃく配慮食品のうち、その固さが、容易にかめる食品と舌でつぶせる食品の中間程度のもの

3.4

舌でつぶせる食品

そしゃく配慮食品のうち、その固さが、舌と口蓋の間で押しつぶせる程度のもの

3.5

かまなくてよい食品

そしゃく配慮食品のうち、その固さが、かまわずに飲み込める程度のもの

4 品質

4.1 容易にかめる食品

容易にかめる食品の品質は、表1の品質基準に適合していなければならない。

表1—容易にかめる食品の品質基準

区分	基準
摂食時の内容物の性状	次による。 a) 一般に飲食に供される食品としての外観及び食味を有していること。 b) 付着性及び凝集性が適度であること。
摂食時の内容物の固さ	次による。 a) 内容物のうち、最も固いものについて、容易にかみ切り、かみ砕き又はすりつぶせる程度であること（適度なかみごたえを有するものに限る。） b) a)の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法によって伝達されるものであること。ただし、業務用の製品（一般消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいう。以下同じ。）の場合にあつては、この限りでない。 1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法。 2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法。 3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法。 4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法。
内容量	表示量に適合していること。
添加物	次による。 a) CODEX STAN 192 3.2 の規定に適合するものであつて、かつ、その使用条件は同規格 3.3 の規定に適合していること。 b) 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 c) a)の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法によって伝達されるものであること。ただし、業務用の製品の場合にあつては、この限りでない。 1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法。 2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法。 3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法。 4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法。
容器又は包装の状態	密封されており、かつ、外観が良好であること。

4.2 歯ぐきでつぶせる食品

歯ぐきでつぶせる食品の品質は、表2の品質基準に適合していなければならない。

表2—歯ぐきでつぶせる食品の品質基準

区分	基準
摂食時の内容物の性状	表1の摂食時の内容物の性状の基準による。
摂食時の内容物の固さ	次による。 a) 内容物のうち、最も固いものについて、容易にかめる食品と舌でつぶせる食品の中間程度であること。 b) 表1の摂食時の内容物の固さのb)の基準による。
内容量	表1の内容量の基準による。
添加物	表1の添加物の基準による。
容器又は包装の状態	表1の容器又は包装の状態の基準による。

4.3 舌でつぶせる食品

舌でつぶせる食品の品質は、表3の品質基準に適合していなければならない。

表3—舌でつぶせる食品の品質基準

区分	基準
摂食時の内容物の性状	次による。 a) 一般に飲食に供される食品としての外観及び食味を有していること。 b) 付着性及び凝集性が適度であること。 c) 著しい離水がないこと。
摂食時の内容物の固さ	次による。 a) 内容物のうち、最も固いものについて、舌と口蓋の間で押しつぶせる程度であること。 b) 表1の摂食時の内容物の固さのb)の基準による。
内容量	表1の内容量の基準による。
添加物	表1の添加物の基準による。
容器又は包装の状態	表1の容器又は包装の状態の基準による。

4.4 かまなくてよい食品

かまなくてよい食品の品質は、表4の品質基準に適合していなければならない。

表4—かまなくてよい食品の品質基準

区分	基準
摂食時の内容物の性状	次による。 a) 付着性及び凝集性が適度であること。 b) 著しい離水がないこと。
摂食時の内容物の固さ	次による。 a) かまわずに飲み込める程度であること。 b) 表1の摂食時の内容物の固さのb)の基準による。
内容量	表1の内容量の基準による。
添加物	表1の添加物の基準による。
容器又は包装の状態	表1の容器又は包装の状態の基準による。

5 表示

5.1 容易にかめる食品

容易にかめる食品の表示の基準は、次による。

- a) **表示事項** 表示事項については、次の事項を表示していなければならない。
- 1) 容易にかめる旨
 - 2) 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 19 の上欄に掲げる食品（当該食品の項の中欄に掲げる表示事項に調理方法又は使用方法を含むものに限る。）以外の食品にあつては、調理方法〔調理しないもの（単に温めるものを含む。）以外のものに限る。〕
 - 3) 業務用の製品にあつては、内容量又は固形量及び内容総量
注記 1 その他の表示事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。
- b) **表示の方法** 表示の方法については、次による。
- 1) 容易にかめる旨 “容易にかめる”と表示しなければならない。
 - 2) 調理方法 調理方法については、食品の特性に応じて表示しなければならない。
 - 3) 内容量又は固形量及び内容総量 内容量又は固形量及び内容総量については、食品表示基準第 3 条第 1 項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項の下欄に定める表示の方法に従い表示しなければならない。ただし、食品表示基準別表第 4 の上欄に掲げる食品のうち、当該食品の項の中欄に掲げる表示事項に内容量を含むものにあつては、同項の下欄に定める表示の方法に従い表示しなければならない。
注記 2 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。
- c) **表示の方式等** 表示の方式等については、容易にかめる旨、調理方法並びに内容量又は固形量及び内容総量の表示は、容器又は包装の見やすい箇所（業務用の製品の場合にあつては、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状）に表示していなければならない。
注記 3 その他の表示の方式等については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

5.2 歯ぐきでつぶせる食品

歯ぐきでつぶせる食品の表示の基準は、次による。

- a) **表示事項** 表示事項については、5.1 a)による。ただし、“容易にかめる”とあるのは、“歯ぐきでつぶせる”と読み替えるものとする。
- b) **表示の方法** 表示の方法については、5.1 b)による。ただし、“容易にかめる”とあるのは、“歯ぐきでつぶせる”と読み替えるものとする。
- c) **表示の方式等** 表示の方式等については、5.1 c)による。ただし、“容易にかめる”とあるのは、“歯ぐきでつぶせる”と読み替えるものとする。

5.3 舌でつぶせる食品

舌でつぶせる食品の表示の基準は、次による。

- a) **表示事項** 表示事項については、5.1 a)による。ただし、“容易にかめる”とあるのは、“舌でつぶせる”と読み替えるものとする。
- b) **表示の方法** 表示の方法については、5.1 b)による。ただし、“容易にかめる”とあるのは、“舌でつぶせる”と読み替えるものとする。
- c) **表示の方式等** 表示の方式等については、5.1 c)による。ただし、“容易にかめる”とあるのは、“舌でつぶせる”と読み替えるものとする。

5.4 かまなくてよい食品

かまなくてよい食品の表示の基準は、次による。

- a) **表示事項** 表示事項については、5.1 a)による。ただし、“容易にかめる”とあるのは、“かまなくてよい”と読

み替えるものとする。

- b) **表示の方法** 表示の方法については、**5.1 b)**による。ただし、“容易にかめる”とあるのは、“かまなくてよい”と読み替えるものとする。
- c) **表示の方式等** 表示の方式等については、**5.1 c)**による。ただし、“容易にかめる”とあるのは、“かまなくてよい”と読み替えるものとする。

制定等の履歴

制 定 平成 28 年 8 月 17 日農林水産省告示第 1568 号

最終改正 令和 3 年 11 月 30 日農林水産省告示第 2006 号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和 3 年 11 月 30 日農林水産省告示第 2006 号

令和 3 年 12 月 30 日から施行する。